

## 検討課題 1 「公的一般大学資金の他の資金源からの分離」について

### 1 課題の内容

フラスカティ・マニュアルによると、公的一般大学資金（Public General University Funds（GUF））とは、「中央政府、地方政府から高等教育機関に対して、研究教育活動全体（授業、研究開発、運営、健康管理等）を支援する目的で支払われる援助金」であり、この公的一般大学資金から研究開発に支出した分は分離して（他の資金源とは別扱いで）把握すべき、としている。

わが国では、このGUFは、国立大学においては国から受け入れた運営費交付金及び施設整備費補助金、私立大学においては私立学校振興助成法に基づく経常費補助金等が該当するが、科学技術研究調査では、回答者である大学（学部事務局）等においてこれら資金を他の資金と区分して把握していないこと等から、他の資金と区分せずに調査・集計している（詳細後述）。

統計委員会諮問第 42 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日）において、「フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」として、同マニュアルとの整合、日本の制度、報告者負担、記入精度、関係府省からの要望等を踏まえた検討を行うこととされた。

これを受けて、統計局ではGUFから支出された研究費の把握可能性について検討を進めたが、平成 25 年の統計委員会審議において、統計局から以下のとおり報告を行った。

#### 統計委員会 第 40 回サービス統計・企業統計部会（平成 25 年 11 月 8 日）資料 4（抜粋）

「公的一般大学資金の他の資金源からの分離」については、我が国における当該資金の性格を関係府省に確認するとともに、その把握の可能性について、報告者（大学の学部事務局）へのヒアリングを行ったところ、直接的に把握することは困難であり、間接的な把握（※）についても、数値の正確性の確保が難しいことが確認された。

また、ヒアリングでは、大学本部からの情報提供がないと把握は困難であるとの意見も多くみられた。

※例えば、大学全体の総支出額に占める教育と研究の割合を用いて、運営費交付金などを按分し、公的一般大学資金を算出するなど

このため、今後は、大学本部からの情報提供による精度向上について実情把握を行うとともに、調査方法に関する更なる検討が必要となることから、引き続き検討を行うこととした。

これを受けて、統計委員会諮問第 60 号の答申（平成 25 年 12 月 13 日）において、「関係機関と連携して、報告者負担や行政ニーズを勘案しつつ、次期科学技術基本計画の開始年度から 1 年以内を目途に調査項目等の見直しについて検討し、結論を得ることが必要である」とされたもの。

## 2 各府省からの意見・要望等

### (1) 文部科学省

国立大学においては、運営費交付金収入、授業料収入、雑収入等の各収入区分と、教育、研究等の各支出を関連づけて管理することとされておらず、実態として、「一般公的大学資金から支出された研究費」と言える支出は存在しないと考えられる。

また、政策的ニーズを踏まえれば、前回見直し時に議論された按分方式など、何らかの算出方法を示すことで得られる算出値には意味がないと考える。

### (2) 経済産業省産業技術環境局

○基盤的経費と競争的資金のバランス論に資する観点及び大学における資金の流れの透明化の観点から、GUF（国立大学の運営費交付金等基盤的経費との整合性が必要）のうち研究開発費として支出された額の把握は必要と考える。

○他方、政策的な議論に資する観点からは、GUF＝基盤的経費となる（または、その差が限りなく小さく、GUF＝基盤的経費と見なすことができる）ような定義にする必要がある。

## 3 科学技術研究調査における取扱い

フラスカティ・マニュアルの区分		科学技術研究調査の区分	
		国立	公立・私立
自己資金		自己資金	自己資金
政府からの 受入資金	国・地方公共団体からの研究目的の資金	受入資金	受入資金（GUFは区別なし）
	公的・一般大学資金（GUF）	自己資金	

### (1) 国立大学

国立大学においては、国から受け入れた運営費交付金及び施設整備費補助金がGUFに該当する。（なお、国立大学法人化前から、国から受け入れた運営費は全額「自己資金」としていた経緯から、現在でも、運営費交付金・施設整備費補助金は、授業料、検定料、病院収入等と併せて、自己資金としている。）

GUFから支出した研究費を把握するには、現在、自己資金となっている運営費交付金等を授業料等から分離し、運営費交付金等から支出した研究費を回答してもらうこととなるが、支出段階では分けて経理していないため、客体から回答してもらうことは困難である。

### (2) 私立大学

私立大学においては、政府（国）からの私立学校振興助成法に基づく経常費補助金や地方公共団体からの拠出金がGUFに該当する。

しかしながら、これは、政府・地方公共団体から専ら研究を目的とした補助金等と併せて、「外部から受け入れた資金」としている。

GUFから支出した研究費を把握するには、外部から受け入れた資金のうち研究費に充てられた部分について、GUFを資金源とするものとその他の補助金等を資金源とするものについて分離してもらう必要があるが、研究費の支出段階ではそのように分けて経理していない。

### (3) 公立大学

公立大学では、地方公共団体からの運営費交付金等の拠出金がGUFに該当し、政府・地方公共団体から専ら研究を目的とした補助金等と併せて、「外部から受け入れた資金」としている。

これについても、私立大学の場合と同様、支出段階ではGUFとそれ以外の自己資金とで分けて経理していない。

## 4 フラスカティ・マニュアルにおける考え方

政府が本来の源泉であり、少なくともその資金の一部はR&Dに充てられることが意図されているのであるから、それらの公的・一般大学資金のR&D部分は政府を資金源とすべき。

国際比較の趣旨から、政府が資金を出しているGUFは、公的部門を資金源とすべきである。

## 5 諸外国におけるGUFの把握方法

諸外国におけるGUFの把握方法については、平成25年度の科学技術研究統計研究会で事務局から報告している。

### 科学技術研究統計研究会（第3回）（平成25年6月3日） 資料2（抜粋）

GUFに関するデータはR&D調査からは得られておらず、行政記録等をもとに推計しているケースが見受けられる（資金拠出主体からのデータ提供）。

（参考）

イギリス：資金拠出主体からのデータ提供により把握。

フランス：複数の他調査（大学のリソース調査等）から得られたデータ（予算額等）をもとに推計。

ドイツ：他調査（高等教育部門全体に関する調査）から得られたデータをもとに推計

## 6 検討事項

### (1) これまでの検討状況

#### ① 平成 25 年 2 月 15 日に開催した、科学技術研究統計研究会（第 1 回）

本課題関連配布資料（別紙 1）参照。

先生方の意見は以下のとおり。

- 按分方式で情報が得られたとしても、その情報には意味がないのではないか（野辺地委員）。
- 按分方式は、他に方法がない場合に、やむを得ない措置として考えられるものであり、可能であれば、実態を直接把握したほうがいい。いずれにしても、大学が回答できるか否か、実情を把握することが必要である（大林座長）。
- GUFについては、支出額から受入額を差し引いた残差の視点で捉える方法もあるのではないか。また、学部ごとに調査をする現行の方式は、支出を正確に捉えられることから、妥当である（長岡委員）。

#### ② 平成 25 年 6 月 3 日に開催した、科学技術研究統計研究会（第 3 回）

本課題関連配布資料（別紙 2）参照。

先生方等の意見は以下のとおり。

- ヒアリングの対象及び方法を確認したい。（文部科学省科学技術政策研究所）  
→原則として各大学の学部の記入担当者にヒアリングを行い、GUFを受入れベースで直接的又は間接的に把握できるか否かを確認した。（事務局）
- 「記入可能」とした大学の状況をご教示願いたい。（文部科学省科学技術政策研究所）  
→研究分を直接回答することは困難ながら、間接的な方法で何とか可能との回答であった。（事務局）
- 回答者ベースでは「困難・不可能」が 50%であるが、研究実績が多い大学ほどGUFの金額が多いと思われるので、金額ベースの「困難・不可能」の割合はさらに高くなるのではないか。（西郷委員）
- 行政記録情報の利用について省内で確認したところ、「教育」と「研究」の切り分けは難しく、把握は困難とする意見があった。（文部科学省）
- ヒアリングでの確認に不十分な部分があると思われる。また、今後の継続検討においても、複数のアプローチで検討すべきである。（文部科学省科学技術政策研究所）

→今後の検討・ヒアリングにあたっては、教育を所管している立場から、文部科学省の協力をお願いします。(事務局)

○26年調査でのGUFの把握は困難であるとの合意が得られたため、事務局案で進めることとする。(大林座長)

### ③ 第41回サービス統計・企業統計部会(平成25年11月28日開催)

先生方の意見は以下のとおり。

○会計処理の厳正化が求められており、本調査の報告者である大学でも検討を進めていることと思う。本件については、今後の課題としてしっかり検討していただきたい。(北村委員)

○調査実施者において、大学本部からの情報による精度向上について実情把握して調査方法に係る検討を行うとしていることから、今後の課題として引き続き検討を行っていただくこととしたい。(廣松部会長)

## (2) 前回答申以降の検討状況

### ① 平成26年2～3月の大学ヒアリング

#### ア 国立

○大学全体の収入として、交付金と自己収入があるが、各学部への配分の際、区別していない。GUFを算出するのならば、按分する方法が考えられるが、定義によって値が変わってしまうため、統計的に考えると正確性に欠けると思われる。また、各学校によって算出方法が異なると思われるため、調査で統一した計算式等を明確に示してもらえれば、協力できると思われる。

(特に、医学部がある大学の場合、自己収入に占める病院収入の割合が高いことから、その扱いについては注意を要すると思われる。)(本部)

○全収入に占める運営費交付金の割合や、授業料収入等の自己収入の決算額は、本部が把握しているため、本部よりその数字を提供してもらうことで、GUFの算出をするために、按分や残差の計算をすることは可能である。(医学部)

○運営費交付金のうち、一般運営費交付金がこれに該当すると思われる。当大学では、一般運営費交付金は主に人件費に充てているが、この中から調査に該当する研究費を抜き出すとなると、正確な数字は把握できない。

また、年度毎に行うべき事業は決まっているが、特に重要な事業があった場合、運営費交付金を優先的に割り当てることになり、不足分を病院収入で補うことになる。このように、運営費交付金の研究費への配分は年度毎に異なることから、

毎年安定した結果は得られないのではないかとと思われる。こうした場合に数値の説明を求められても困る。

算出方法としては、按分方式が現実的と考えられるが、病院収入の増減によって全収入に占める運営費交付金の割合が変わってくることから、その点についても留意すべきである。(医学部)

- 予算の時点でGUFは算出できない。GUFの扱いは授業料等の自己収入と支出の差として整理しており、最終決算にならないと分からない。(財源の整理としては本学の場合、GUFはまず、人件費に充当し、残額をプロジェクト経費(特別経費)に充当することとしている。大学によって考え方、やり方は違うとのこと。)大学全体の収入には大きく分けて運営費交付金と自己収入があり、各学部へ配分する際は区分していない。(各学部では把握できない。)

本部で把握するとした場合、その運営費交付金の額を「教育」と「研究」に按分する方法が考えられる。按分する指標としては、損益計算書上の経常費用である「教育経費」と「研究経費」の割合が考えられる。しかし、正確な数値になるかは不明である。

大学ごとに経費管理方法が違うことから、統一した定義、基準、方法に従い、全大学算定することが必要である。(医学部)

## イ 公立

- GUFを把握する方法としては、按分方式や個別の事情を勘案して算出することが考えられるが、規模の小さい短期大学で、本部の経理担当で一括管理していることから、対応は可能と思われるものの、負担はかなり増大する。法人化していない県直轄の大学であり、県の出先機関と同様の扱いとなっていることから、経費の執行、流用に制約がある。(本部)

## ウ 私立

- 現状、国等からの私大補助金は、学校法人事務局に受入れ、各学部には学生数に応じて配分している。そのうち研究費については、各学部の研究者数に応じて配分している。

この按分方式で計算すれば、GUFに相当する額が算出可能と思われるが、負担増になる上、正確性、整合性(他大学との計算方法の違い)が担保できるか不明。小規模な大学で、法人事務局の経理担当で経費等一括管理、配分していることから、算出方法を国から明示してもらえれば、対応は可能と思われる。(本部)

- 教育費と研究費と分けているということはなく、教育研究費としている。按分の

形であれば、可能かと考えている。やり方としては、按分の必要のないものは、いったん外し、それ以外のもので按分比率を算出し、さらに按分の必要のないものを戻し、数字を出していくということになるかと思う。そのため複雑な算出が必要になり、作業量が膨大になる。(本部)

## ② 平成 27 年 3 月の大学ヒアリング (国立のみ)

○本部であれば、各学部配分した運営費交付金の額を把握している。しかし、各学部が実際に「研究」にいくら支出したかは分からない(各学部からの購入依頼の情報を基に、「研究」に使用したか否かは分からなくはないが、正確なところまでは把握できない)。また、「研究」への支出額は、科研費を受けているかによっても変わってくると考える。(本部)

○本部では、各学部配分した運営費交付金の額と予算上の使用目的(「教育」、「研究」等の別)は把握している。一方、学部では、執行額については把握しているが、GUFを算出するための割合(例えば、各学部配分された額のうち、何割が運営費交付金に当たるのか)を本部から示されなければ、GUFを算出するのは難しい。(本部)

収入	支出
自己収入	教育
運営費交付金	研究
(本部)	(学部)

○研究費の定義による。財務諸表で研究経費を科目として計上しているため、用途はともかく勘定科目ベースであれば対応できる。ただし、固定資産などは実態として研究費に該当するの線引きが困難であろう。(本部)

○資金には授業料収入等も含まれるため、運営費交付金のみを特定することができない。また、用途も教育、事務、研究など様々であり、純粋に研究費のみを抽出することは難しい。按分した結果ということであれば回答できる。  
人件費から研究費のみを抽出することも難しく、研究費の定義が重要である。(本部)

○単科大学(教育学部のみ)で小規模なため対応は可能である。

本学では、便宜上、一般運営費交付金はすべて人件費に充てている。特別運営費交付金の中で研究に該当する部分と人件費について、GUFとして計上可能である。(本部)

○調査票を作成するに当たっては、学部事務ではなく、事務局の財務課で一元的に作成しているため、公的一般大学資金の回答についても対応可能と思われる。(本部)

○運営費交付金に授業料収入等が含まれているため、国からの運営費交付金を本部が正確に把握できているのか不明であるが、把握することになれば本部の負担が増えるのは明らかである。

今までは損益計算書(P/L)により研究経費を把握してきたが、委任経理金や補助金などは運営費交付金と同じ勘定科目であるため正確なGUFを把握することは不可能である。また、固定資産や人件費についても研究経費として正確に把握することは不可能である。

上記のように正確なGUFを把握することは不可能に近いが、按分方式となった場合はルールを定める必要がある。ただ、各大学により状況が異なるため統一的なルールを定めるのは困難であるが、回答者としては統一的なルールを求める。(本部)

### (3) これまでの検討から

大学の本部にヒアリングしたところ、多くの大学では、収入については運営費交付金と授業料等のいわゆる自己収入を大学全体としては把握している。その収入の各学部への配分に当たっては、運営費交付金と自己収入は区分していない。

また、支出については、科学技術研究調査では、学部単位に研究費(内訳含む。)を回答していただいているところ。各学部は、本部から配分される収入を人件費、物件費等に支出している。よって、本部が各学部に入金を配分する際に、何%が運営費交付金、何%が自己収入等と示さないと、各学部は配分額の財源の区分は分からない。当然、支出面においても分からない。

GUFを大学から報告してもらうには、例えば、

- ① 調査対象となる各学部は、本部に対し、本部から配分される収入について、何%が運営費交付金、何%が自己収入等を照会する。
- ② 本部は、各学部配分した収入について、何%が運営費交付金、何%が自己収入等と示す。
- ③ 各学部は、本部から示された割合を研究費にかけて、GUFを回答する。

上記作業をするに当たり懸念される事項としては、

- ・上記②の割合を本部は、各学部を示すことはできるのか。
- ・簡易な方法として、本部から全学部に対して、一律に割合（大学全体の平均化した割合）を示す方法もある。しかし、自己収入には、例えば、附属病院を持つ医学部は、授業料収入だけでなく、医療収入もあることから、本部から一律に示す割合で案分してよいか、学部ごとに割合を変えることはできるかについて慎重に検討する必要がある。
- ・収入の前年度からの繰越金の扱いをどうするか。

また、GUFを、学部単位の調査ではなく、大学単位の調査で把握することについては、本調査は大学に対しては、学部単位で研究内容が大きく異なること及び記入精度の確保・報告者負担の軽減の観点から学部等を単位として調査を実施しており、調査方法そのものを変更することは影響が大きい（※）。

※現在は、学部等を単位として実施していることから、最小の表章単位も学部等の単位となっているが、これを大学単位で調査を実施した場合、最小表章単位も大学単位となり、学問区分別の結果が粗いものになる恐れがある。また、フラスカティ・マニュアルでは、高等教育機関の統計ユニット（表章単位）として、研究所、センター、学部等を挙げており、フラスカティ・マニュアルとも整合が取れなくなる。

以上のほか、GUFのニーズについて、再確認をする必要もある。

**〔参考 私立大学への補助金について〕**

- ・国から私立大学等へ交付される補助金は①「私立大学等経常費補助金」、②「私立学校施設整備費補助金」、③「私立大学等研究設備費等補助金」がある。

①「私立大学等経常費補助金」は、

- ・私立大学等（私立大学・短期大学・高等専門学校）の教育研究条件の維持向上

- ・学生の修学上の経済的負担の軽減

- ・私立大学等の経営の健全性向上

に資することを目的に、基本的に日本私立学校振興・共済事業団を經由して各学校法人に交付される。

この「私立大学等経常費補助金」には、

「一般補助」：各私立大学等における教職員数や学生数等に所定の単価を乗じて得た基準額を教育研究条件の状況に応じて傾斜配分するもの

「特別補助」：教育研究に関する特色ある取り組みに応じて配分するもの

の2種類がある。

②「私立学校施設整備費補助金」は、私立大学等の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的に、

- ・私立大学（短期大学除く）の研究施設及び研究装置の整備

- ・私立大学等の教育装置の整備及び ICT 活用推進事業

- ・私立大学等の防災機能等強化緊急特別推進事業及びエコキャンパス推進事業

に要する経費の一部を補助する。

③「私立大学等研究設備費等補助金」は、我が国の学術及び教育の振興に寄与することを目的に、

- ・私立大学（短期大学除く）における学術の研究

- ・私立大学等における特色ある教育

を促進するため、私立大学の研究設備及び私立大学等の教育基盤設備の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。

・「私立大学等経常費補助金」の交付状況

26年度は、全944校のうち、882校に交付され、金額は対前年度0.27%増の3213.4億円であった。直近5年度は約3254億円/年度で、経常的経費の約10%に相当する金額となっている。